

第1項 次代を担う人づくりの形成

児童・生徒の個性、能力、自主性を尊重し、教育内容や教育環境の充実を図ります。国際化や情報化などの時代に対応した教育を進めるとともに、地域との交流や体験学習など、多様な総合学習の機会を提供していくことにより、本町の特色を生かした人づくりを推進します。

また、児童の健全育成と子どもの居場所を確保するための環境整備を図り、学校、家庭、地域の連携により、青少年の社会参加活動や体験学習など、地域ぐるみで青少年の健全育成を図ります。

【施策の体系】

~~~~~	
第1節 幼 児 教 育	1. 幼児教育環境の充実
~~~~~	
第2節 義 務 教 育	1. 教育内容の充実
	2. 教育環境の充実
	3. 特別支援教育の推進
~~~~~	
第3節 青 少 年	1. 青少年健全育成の推進
~~~~~	

第1節 幼児教育

【現況と課題】

- ・ 幼児期は健やかに成長していく人間形成の過程において大変重要な時期であり、少子化が進む中、子育て並びに幼児教育における環境の急速な変容により、町民ニーズも複雑、多様化しています。

そのため、一人ひとりが、生きる力の基礎を身に付けられるよう、成長発達に応じた教育内容の充実や集団生活の中での豊かな体験などを通じ、自主性や創造性を育む幼児教育の充実が求められています。

本町には、私立幼稚園はなく、2つの小学校区において2園ずつ計4つの町立幼稚園があり、2004年度（平成16年度）における就園率は51%となっており、2003年度（平成15年度）から実施した3年保育制度により、全体の園児数は増加はしていますが、全国的な少子化の影響や、私立幼稚園・保育園への入園などにより、町立幼稚園に就園する園児数は減少傾向にあります。

このため、多様化する保育ニーズに対応した教育環境の整備や、保育所や学校などとの連携・協力による子育て対策を総合的に支援していく体制の整備、また、社会経済情勢や少子化の流れなどに対応した幼稚園のあり方など、新たな視点での幼児教育環境の整備が必要となってきます。

【施策の方向】

- ・ 幼児の望ましい成長と発達を目指し、保護者の多様なニーズに対応できる良好な幼児教育環境の形成や、特色ある幼児教育を推進するとともに、少子化に伴う幼児人口の減少や地域的推移などを見極めながら、今後の幼児教育体制や運営方法などの見直しを進めていきます。



【施策の概要】

1. 幼児教育環境の充実

(1) 幼児教育体制の推進

- ア. 保護者の多様なニーズに対応した、特色ある幼児教育環境の充実を図るとともに、教職員の研修機会の拡充や自主研修の奨励などによる資質向上による、教育力の向上を推進
- イ. 小学校との連携や交流による小学校教育への円滑な移行や、家庭や地域、小・中学校などとの連携による教育機会の拡充など、家庭や地域、関係機関との連携を強化
- ウ. 園児の健康診断や就学前健康診断など、生涯にわたる健康な心身の基礎をつくるために、子どもたちの健康づくりを推進
- エ. 未就園児への施設開放や体験入園、幼児教育に関する相談や情報提供など、幼稚園・保育園を地域の幼児教育の拠点として推進
- オ. 少子化に伴う幼児人口の減少や地域的推移を見極めながら、公立幼稚園の適正配置など、幼児教育体制の見直しを推進

(2) 幼児教育環境の整備

- ア. 災害時などにおける園児の安全確保のため、幼児教育施設の耐震性向上や老朽化対策などの施設整備を計画的に推進
- イ. 園児や教職員などに対する防犯等の研修会や来訪者対策など、警察や関係機関などとの協力・連携による、幼稚園・保育園の安全管理・緊急連絡体制や防犯システムの設備を推進
- ウ. 幼児教育施設の保守・点検や修繕などによる、施設の適切な維持管理を推進
- エ. 幼児教育施設の遊具や教材、園具などの備品を充実し、良好な幼児教育環境の形成を推進

【数値目標】

評価指標	現況（2005年度）	2010年度目標数値
幼稚園における1週間の教育時間数	23時間	25時間

【主な実施項目】

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">・幼稚園施設の耐震化・未就園児への施設開放、体験入園 | <ul style="list-style-type: none">・幼稚園預かり保育の実施・安全管理体制の整備 |
|---|---|

第2節 義務教育

【現況と課題】

- ・ 本町には、2つの小学校と中学校があり、2003年度（平成15年度）には国府小・中学校に生沢分校が開校され、計5つの小中学校の施設となり、児童生徒数は、少子化などの社会的・経済的要因により減少傾向にあります。

これからの学校は、児童生徒の減少に対する対応や、開かれた学校への転換、また、教育ニーズの多様化など、様々な課題や要望などに対応した教育内容や教育体制による学校運営が求められています。

そのため、完全学校週5日制のもと、ゆとりの中で各学校の特色を生かし、子どもたちの「生きる力」の育成と基礎的な学力・体力の向上を図り、児童・生徒一人ひとりの状況に応じた指導や評価方法などについて研究していく必要があると同時に、情報機器を活用した新しい教育体制の整備や、教員の専門性を高めるための研修機会を充実させることも必要となります。

また、今後は、地域における人材登用を促進し、学校、家庭、地域との連携による、地域社会の教育力を生かした学校づくりや、施設の耐震化対策や老朽化対策など、児童生徒の安全面確保に努める必要もあります。

【施策の方向】

- ・ 児童生徒の生きる力と基礎的な学力・体力を育むため、創意ある教育内容の充実を図り、特色ある学校づくりや地域に開かれた学校運営を進めます。
- ・ 児童生徒の個性や能力を伸ばし、生涯にわたり健康で豊かな心と体や、自ら学ぶ意欲をもつ子どもを育成します。

【施策の概要】

1. 教育内容の充実

(1) 教育活動の推進

- ア. 社会の進展に的確に対応した特色ある教育や、心豊かな人間性を育む教育など、教育課程編成や教育内容を充実
- イ. **ティームティーチング**※1や少人数指導など、確かな学力の定着を図るための指導法などを研究
- ウ. 児童生徒が抱える様々な悩みや心配事に対する相談体制の強化充実やネットワークづくりを構築するとともに、訪問相談員の配置や適応指導教室の運営など、教育相談活動を推進

(2) 健康教育の推進

- ア. 児童生徒の生涯にわたる健康づくりを図るため、健康に関する正しい知識の普及啓発や健康診断の充実など、健康管理や適切な保健指導による健康教育を推進

- イ. 生涯を通じ健康的な食生活を営める知識を身につけるため、児童生徒に対する、食に関する教育や、保護者などに対する、子どもの食に関する情報提供や啓発活動を推進

(3) 地域交流の推進

- ア. 家庭や地域との連携を強化し、祭りや伝統芸能をはじめ、福祉活動や環境活動など、地域社会とのつながりや、様々な分野における経験を有する人材との交流による、地域社会における教育力を生かした様々な交流・体験活動を推進
- イ. 部活動や体験学習など、対外活動や諸活動への参加奨励や指導体制の充実を図り、児童生徒の自発性や自主性の向上を促進
- ウ. 学校参観や地区懇談会などの機会を拡充するとともに、**学校評議員制度**※2などの活用による、地域に開かれた学校運営を推進

2. 教育環境の充実

(1) 安全体制の整備と充実

- ア. 児童生徒や教職員などに対する研修会や来訪者対策など、警察や関係機関などとの協力・連携による、学校の安全管理・緊急連絡体制や防犯システムの設備を推進
- イ. 「**子どもSOS**」※3など、家庭、学校、地域が一体となった児童生徒の安全確保に向けた取り組みに対する支援を推進

(2) 学校給食の推進

- ア. 地元で獲れる農産物や水産物などの食材を活用することにより、学校給食における**地産地消**※4を推進
- イ. 学校給食における管理運営体制や実施方法などのあり方についてを検討

(3) 学校施設の整備

- ア. 災害時などにおける生徒児童の安全確保のため、学校施設の耐震性向上や老朽化対策など、施設整備を計画的に推進
- イ. 学校施設の保守・点検や修繕など、施設の適切な維持管理を推進
- ウ. 国際化や情報化などに対応した教育機材や、部活動などにおける活動機材など、教育環境の充実が図られる機材や備品の購入を推進

3. 特別支援教育の推進

(1) 特別支援教育の推進

- ア. 特別支援学級や通級指導、交流教育など、障害のある児童・生徒への適切な教育の推進
- イ. 交流教育などを通じた**ノーマライゼーション**※5の考え方の普及
- ウ. 障害のある児童・生徒を指導する教職員の資質や能力の向上を図るとともに、特別支援学校などとの連携による教育指導体制を充実
- エ. **学習障害**※6、**注意欠陥／多動性障害（ADHD）**※7など、多様な障害への適切な対応

【数値目標】

評価指標	現況（2005年度）	2010年度目標数値
地域ふれあい交流活動回数	2,500回	3,000回
学校防犯ボランティア参加者数	27人	50人

【主な実施項目】

<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校施設の整備 ・ コンピュータ（中学校）の更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全管理体制の整備 ・ 特別支援教育の充実
---	--

【用語説明】

- ※1 ティームティーチング … 複数の教員によって構成されるチームが、学習目標や課題に応じて一学級の児童・生徒の集団編成を弾力的に変えることにより、指導の効果をあげていく指導法のひとつ。
- ※2 学校評議員制度 … 校長が、保護者や地域の方々の意見を幅広く聞き、開かれた学校づくりを推進していくための制度で、学校、家庭、地域社会が連携・協力しながら、特色ある教育活動を展開していくことができる。
- ※3 子どもSOS … 子供たちへの犯罪や事故を未然に防止しようとした、PTA連絡協議会が主体となった取り組みで、同校区内では、民家や店舗などがプレートを掲げ、子供たちが緊急時に駆け込めるようになっている。
- ※4 地産地消 … 地域生産・地域消費の略語。「地域で生産した農林水産物を地域で消費する」という意味で使われ、消費者と生産者の相互理解を深める取り組みとして、全国的な広がりを見せている。
- ※5 ノーマライゼーション … 障害のある方が、地域社会の中で、障害のない方と同じように社会の一員として生活を営み、行動できることが本来の社会のあり方であるという考え方。
- ※6 学習障害 … 全般的には知的発達の遅れはないものの、聞く、話す、読む、計算するなどの特定の能力の習得や使用に著しい困難を示すさまざまな障害の総称。
- ※7 注意欠陥／多動性障害 … 単調な作業を長時間できない・忘れっぽい・些細なミスをする・考えずに行動する・落ち着きがないなど、注意力散漫・衝動性・多動性症状。

第3節 青少年

【現況と課題】

- ・ 次代を担う青少年が健やかに育ち、これからの社会で中核となって活躍してほしいという思いは誰しもの願いであります。

しかし、近年は、少子化や核家族化に伴う家庭の教育力の低下、地域社会における人間関係の希薄化、少年非行の粗暴化・低年齢化など、青少年を取り巻く社会環境は急速かつ複雑に変化しており、青少年を巡る環境は、深刻な様相を呈しており、憂慮すべき状況にあります。

このような状況において、地域における教育力の向上や生活環境の改善、青少年の健全育成活動の推進など、家庭、学校、地域社会が、全体で子どもを育てていくことを視点とし、それぞれの責任と役割により、連携と協力による青少年の健全な育成に努めていくことが求められております。

そのため、行政をはじめ、関係機関や関係団体などとの連携を強化した活動や、青少年の健全育成を社会全体の責務とした取り組みを、家庭、学校、地域が一体となり行っていく必要があります。

【施策の方向】

- ・ 青少年が社会の一員として自覚を持ち、次代の担い手として健やかに成長するよう、家庭、学校、地域が一体となった活動環境づくりを進め、青少年の健全育成を推進します。



【施策の概要】

1. 青少年健全育成の推進

(1) 健全な青少年育成

- ア. 学校や教育研究所などの関係機関、地域などとの連携により、地域ぐるみで犯罪や非行の起きない非行防止活動を進め、青少年を取り巻く有害環境の改善を促進
- イ. 青少年の健全な育成に携わる、活動団体などへの支援や連携を強化するとともに、青少年活動に対する指導者などの発掘や養成を推進
- ウ. 親子や親同士などで地域活動へ参加できる機会の拡充や、取り組みへの支援など、地域活動への参加に対する意識啓発を促進
- エ. 豊かな心とたくましく生きる力を養うため、自然体験や生活体験など、青少年の学習意欲を喚起する体験活動や学習機会を拡充

(2) 青少年活動環境の充実

- ア. 生涯学習館など、公共施設を利用した青少年の健全育成のための、活動拠点場所の確保を推進
- イ. 運動公園などのスポーツ施設や、学校施設などを利用した、青少年の自主的な活動や世代間との交流活動などに対する支援を推進
- ウ. ボランティア活動など、自発的な活動を地域社会において展開できる機会や場所の確保を推進

(3) 家庭教育の充実

- ア. 家庭教育学級の充実や参加しやすい環境づくりへの支援など、家庭教育力の向上を促進
- イ. 広報紙やホームページなど、様々な媒体を活用し、家庭教育や子育てに関する情報提供を推進
- ウ. 家庭教育や家庭環境に応じた子育てに関する相談体制づくりを推進

【数値目標】

評価指標	現況（2005年度）	2010年度目標数値
青少年育成活動団体数	5団体	7団体

【主な実施項目】

- | | |
|--------------------|------------|
| ・青少年指導者、リーダーの発掘、育成 | ・活動拠点場所の整備 |
| ・体験学習講座等の開催 | ・家庭教育学級の開催 |

第2項 ゆとりを育む生涯学習の推進

町民の一人ひとりが、自ら学び、活動することができるように、学習の場や学習情報の提供の充実を図ります。

また、さまざまな活動を通し、喜びや生きがいを見出だすことができる環境づくりや心豊かな人づくりを推進します。

【施 策 の 体 系】

~~~~~  
第1節 生涯学習

1. 生涯学習の環境づくり
2. 生涯学習活動の活性化

~~~~~  
第2節 生涯スポーツ

1. スポーツ・レクリエーション活動の充実
- ~~~~~

第1節 生涯学習

【現況と課題】

- ・ **ライフスタイル**^{※1}や価値観の多様化、少子高齢化社会の進展、高度情報化、産業構造の変化など社会経済情勢の変化にともない、生涯のいつでも、どこでも、誰でも自由に学ぶことができる生涯学習環境の整備を進め、自らの意志で学習し、自己実現を図ることにより、社会に寄与できる生涯学習社会の実現が求められています。

本町においても、2003年（平成15年）に『大磯町生涯学習推進計画』を策定し、家庭、学校、地域が連携して、ともに学ぶことを通して、町民相互のふれあいを高め、また、その楽しさを知り、お互いの喜びを分かち合うことのできる、おもいやりのある心豊かな人づくりを目指し、生涯を通して学習できる環境づくりに努めています。

今後とも、町民による主体的な生涯学習活動を基本に、行政や教育機関などとの連携や役割分担により、町民が学びたいという意欲や興味に応じ、いつでも、どこでも学ぶことのできる機会づくりや学習環境の向上に努めていく必要があります。

【施策の方向】

- ・ おもいやりのある心豊かな人づくりを目標に、生涯を通して学習できる環境づくりを目指し、町民一人ひとりが意欲や思いやりをもち、生涯のいつでも、どこでも、自由に学習機会を選択して、学ぶことのできる生涯学習のまちづくりを目指します。

【施策の概要】

1. 生涯学習の環境づくり

（1）生涯学習体制の充実

- ア. 町民の生涯学習活動を支援し、学習活動を通して町民同士のつながりを深め、心豊かな地域をつくっていくための総合的な生涯学習推進体制の整備を推進
- イ. 人材情報、催し物、講座情報などの**データベース化**^{※2}や、施設利用の電子化などを進めることによる利便性の向上を図るとともに、生涯学習に関する情報のネットワーク化を推進
- ウ. 気軽に学習の相談ができ、的確に応えられるような学習相談体制の整備・充実を図るとともに学習情報の偏りや情報収集の不備を解消するための学習相談業務のマニュアル化を推進

（2）生涯学習施設の充実

- ア. 町民が充実した生涯学習活動を行えるよう、利用者のニーズを踏まえた管理用備品などの整備や、施設整備を図り、誰もが利用しやすい環境づくりを推進
- イ. 豊かな自然環境を活かした学習環境の整備や、公共施設、学校施設などの有効活用などに努めるとともに、施設の管理運営形態の見直しにより、学習機会の拡充を推進
- ウ. 周辺市町などと連携した施設の相互間利用を促進

2. 生涯学習活動の活性化

(1) 学習機会・活動の充実

- ア. 『生涯学習推進計画』に基づき、町民一人ひとりの主体的な参加に対する支援に努め、町民の**ライフステージ**※3に応じた学習機会や学習プログラムを提供
- イ. 学習ニーズを総合的に把握するためのアンケート調査など、町民ニーズに対応した学習講座などを開催
- ウ. 親と子どもが一緒に参加できる体験型学習講座や、子育て中の親などが参加できるような託児体制の整備など、ボランティアとの連携・協力による生涯学習活動へ参加しやすい環境づくりを推進
- エ. 学習活動を支援する各種団体の活動機会の拡充など、生涯学習団体の育成を図るための環境づくりを促進するとともに、学習成果を発表する機会の確保を推進

(2) 人材活用とネットワーク化

- ア. 地域や学校との連携を図りながら、町内の様々な分野において優れた知識や技術、経験を有する学習指導者の発掘や育成を推進
- イ. 生涯学習に関する専門的な知識や資格、技術、**ノウハウ**※4などを持った人材を広く紹介する、生涯学習人材登録制度を構築し、町民の生涯学習における主体的な活動を支援
- ウ. ボランティアなどにおける活動と生涯学習を効果的に結びつけることが出来るような、情報提供や活動環境のネットワーク化を推進

【数値目標】

評価指標	現況（2005年度）	2010年度目標数値
生涯学習講座開設数	11 講座/年	20 講座/年
人材登録制度の登録人数	一人	250人

【主な実施項目】

- | | |
|-------------|-----------------|
| ・人材登録制度の整備 | ・生涯学習情報のデータベース化 |
| ・生涯学習館の用地取得 | ・生涯学習講座、教室の開催 |

【用語説明】

- ※1 ライフスタイル … 生活様式。
- ※2 データベース … データを大量に蓄積し整理したファイル、または、その集合。
- ※3 ライフステージ … 乳幼児期、学齢期、青年期、壮年期、高齢期など人間の一生をいくつかに分けて考えた段階。
- ※4 ノウハウ … 必要な技術や知識などの情報。ものごとのやり。

第2節 生涯スポーツ

【現況と課題】

- ・ 長寿化や自然志向などに伴う健康への関心や、社会生活において様々なストレスを感じるが多くなっている中、「からだを動かしたい」という自然な欲求は今まで以上に高まりつつあり、各年齢層においても広範囲な広がりを見せており、スポーツ・レクリエーション活動に対するニーズも多様化してきています。

本町では、各種スポーツ・レクリエーション大会やスポーツ教室、講習会の開催など、町民が各種スポーツに親しめる機会や、関係組織・団体、スポーツ指導者の育成支援など、スポーツ・レクリエーション活動の振興に努めてきました。

しかし、近年における、町民のスポーツ・レクリエーションへの関心のより一層の高まりに伴い、その取り組む形も、生きがい・健康づくりから、自然を背景に広々とした屋外で楽しむことなど、活動内容や方法も多様化してきています。

そのため、町民の誰もが生涯にわたり、いつでも、どこでも、それぞれの目的、体力、健康年齢に応じ、自分の好きなスポーツやレクリエーション活動を行える機会や、指導者の確保・養成などの諸施策を一層充実していく必要があります。

【施策の方向】

- ・ 町民が、いつでも、どこでも、気軽にスポーツ・レクリエーションや健康づくりに取り組むことができるよう、生涯スポーツの振興を推進していきます。

【施策の概要】

1. スポーツ・レクリエーション活動の充実

(1) 活動環境の充実

- ア. 教育部門や保健部門との連携により、運動を通じた健康づくりを推進していくとともに、運動公園や学校施設などを利用した教室や講習会など、町民ニーズを踏まえたスポーツ・レクリエーションの活動機会を提供
- イ. 近隣市町との連携による施設の相互間利用や、運動公園や学校などの公共施設の利用により、スポーツ・レクリエーション活動場所の確保を図るとともに、器材や備品などの整備を進めることによる活動環境の向上を推進
- ウ. 体育協会を中心に、地域の人材や学校・競技団体などとの連携を図り、子どもから高齢者まで、各年齢に応じたスポーツ教室や競技会などを開催し、スポーツ・レクリエーション意識の高揚や、競技力の向上を促進
- エ. 町民が自主的に安心して、スポーツ・レクリエーション活動や健康・体力づくりを進められるよう、インターネットなどを活用した情報提供や、健康・体力づくりを目的とした相談体制など、情報相談体制を充実

(2) 指導者の育成・指導体制の充実

- ア. 関係団体などとの連携と協力の下、多様な活動ニーズに応えられるよう、地域の人材を生かした指導者やボランティアなどの養成と確保を推進
- イ. 体育協会などスポーツ・レクリエーションに関する自主的な活動団体に対する支援や、活動組織の育成・強化を推進
- ウ. 様々な活動団体やグループ間の交流・連携が図られるようなネットワーク体制の形成を促進



(3) 運動公園の利用促進

- ア. 町民や関係団体などを交え、多目的な利用形態が図られるような、施設利用を進めるとともに施設運営や管理における委託・民営化を検討
- イ. 健康づくりや体力測定など、健康増進を目的とした催しやニュースポーツ※1、レクリエーションの場としての活用を促進
- ウ. 町民ニーズを探りながら、民間活力などの新たな手法を用いた体育施設の整備について検討

【数値目標】

評価指標	現況（2005年度）	2010年度目標数値
各種スポーツ教室開催数	330回	350回

【主な実施項目】

- | | |
|-------------------|---------------|
| ・指導者、ボランティアの養成、確保 | ・ニュースポーツの普及啓発 |
| ・各種スポーツ大会の開催 | ・生涯スポーツ教室の開催 |

【用語説明】

※1 ニュースポーツ … 新しいスポーツというわけではなく、古くから諸外国で伝統的に行われてきたスポーツや、もともとあったスポーツを变形・改良したものなど、スポーツの原点である「楽しさの追求」を理念に掲げて考案されるもの。

第3項 誰もが尊重される社会づくりの形成

誰もがいきいきと暮らせる社会を実現するため、一人ひとりの町民が人権意識を高め、差別や偏見のないおもいやりのあるまちをめざし、人権啓発、人権教育を推進します。

また、男女共同参画社会の実現に努め、あらゆる分野で、能力や個性が発揮できる環境づくりを進めます。

【施策の体系】

~~~~~	~~~~~
第1節 人 権	1. 人権の尊重
~~~~~	~~~~~
第2節 男女共同参画	1. 男女共同参画の推進
~~~~~	~~~~~

## 第1節 人権

### 【現況と課題】

- ・ 人は誰もが皆、生まれながらにして自由と平等という基本的な人権を持っています。  
しかし、子ども、女性、障害者、高齢者、同和問題、外国籍住民などの、人権に関する様々な問題や、近年においては、インターネットによる他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現など、人権に関わる問題も発生しています。さらに、近年においては、児童や高齢者への虐待や、夫や恋人などのパートナーに対する暴力行為などが社会問題としてクローズアップされてきています。  
このような背景には、お互いを尊重し思いやる気持ちや、人権に対する認識が欠如していることがその一因となっており、その解決に向け、子どもの頃からの人権教育を積極的に取り組んでいく必要があります。  
本町においては、人権教育講演会や**人権擁護委員**※1による様々な啓発活動や、子どもの頃からの学校における道徳や人権教育にも取り組んでおり、今後とも、一人ひとりの人権意識を高めるような啓発活動を推進していくことが重要となります。  
また、人権を侵害された場合や配偶者などの暴力などに対応した、相談体制の整備を図っていくことも重要となってきます。

### 【施策の方向】

- ・ 学校教育や社会教育などを通じ、子どもから大人まで幅広い年齢層に対し、一人ひとりがお互いの人権や価値観を正しく尊重し合える人権活動を推進します。



## 【施策の概要】

### 1. 人権の尊重

#### (1) 人権教育・啓発の推進

- ア. 人権擁護委員による啓発活動を促進
- イ. 人権に対する正しい理解と行動を育む、講座・講演会など、地域、学校、企業などあらゆる場における啓発活動や人権教育を推進

#### (2) 人権擁護体制の充実

- ア. 関係機関との連携を強化し、人権問題に関する相談体制を充実
- イ. 関係機関との連携により、夫・パートナーからの暴力、**セクシャル・ハラスメント**※2などの女性の人権に係わる諸問題に対し、指導や助言、相談体制の整備を推進
- ウ. 家庭や学校、地域などと連携し、いじめや児童虐待など、子どもの人権に係わる相談体制のネットワーク化を推進

#### 【数値目標】

評価指標	現況（2005年度）	2010年度目標数値
人権教育講演会開催回数	1回/年	3回/年

#### 【主な実施項目】

- |                            |              |
|----------------------------|--------------|
| ・人権講座、教室の開催<br>・相談、支援体制の整備 | ・人権に関する普及、啓発 |
|----------------------------|--------------|

#### 【用語説明】

- ※1 人権擁護委員 … 地域において住民の人権擁護活動を行う任務を持った人で、住民の日常の生活に接しながら、自由人権思想を普及し、高めるとともに、住民の人権が侵害されないよう監視し、人権を擁護していくことが望ましいということから設けられたもので、全国の市町村に配置されている。
- ※2 セクシャル・ハラスメント … 本人が意図するか否かに関わらず、その相手によって性的な言動であると受け止められ、それにより相手に不快感、差別感、脅威、屈辱感、あるいは不利益をもたらし、平素な日常生活を送る権利を侵害する行為（言動）。

## 第2節 男女共同参画

### 【現況と課題】

- ・ 社会経済の発展とともに、国際化、少子高齢化、晩婚化などが進む中、国民のライフスタイル※1や価値観は多様化し、社会全体の仕組みや考え方の見直しが迫られています。

また、家庭や学校、地域、職場などにおいては、未だに固定的な男女の役割分担意識や性による差別、慣習が依然として根強く残っており、女性の能力の発揮を阻む要因となっています。

そのため、性別に関係なく、個人の意欲と能力に応じた多様な生き方が選択でき、創造力を発揮できるような社会環境を整えていくことが重要な課題となっています。

本町では、あらゆる分野において男女が共同に参画できる施策を推進しており、今後も引き続き、男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりや、社会の様々な場面に男女が共同で参画できる取り組みを進めていく必要があります。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行を背景にした、配偶者からの暴力防止や、相談・支援体制の充実にも努めていく必要があります。

### 【施策の方向】

- ・ 男女共同参画社会に対する町民全体の共通認識を深めながら、家庭や職場、地域において、男女が共に活躍できるような男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進します。



## 【施策の概要】

### 1. 男女共同参画の推進

#### (1) 男女平等意識の推進

- ア. 男女平等意識の向上と相互理解を図るため、講演会や講座、広報紙、ホームページなどを利用した啓発活動を推進
- イ. 学校教育や生涯学習活動などの様々な機会を利用し、学校や企業、地域社会における、男女共同参画社会に対する意識啓発の向上と相互理解を推進
- ウ. 家庭生活における性別役割分担意識を見直すための意識啓発や環境づくりに努め、家庭や地域における男女共同参画を推進

#### (2) 男女共同参画社会の形成

- ア. 各種審議会や協議会など、政策・方針決定の場への女性参画を推進
- イ. まちづくりやボランティア活動への女性の積極的な参加や活動を促進するとともに、幅広い視野を持つ女性リーダーの育成を促進
- ウ. 配偶者などからの暴力や、学校・職場などにおけるセクシャル・ハラスメント※2に対し、相談・支援体制の整備を促進
- エ. 働く女性が、能力を十分発揮でき、仕事を継続できるよう、就労や子育てなどにおける環境づくりを推進
- オ. 男性が家庭や地域社会と調和した生活が送れるよう、あらゆる分野における男女共同参画を促進

#### 【数値目標】

評価指標	現況（2005年度）	2010年度目標数値
町審議会・協議会への女性参加率	34.2%	40.0%

#### 【主な実施項目】

- ・男女共同参画に対する普及、啓発
- ・男女共同参画講座の開催

#### 【用語説明】

- ※1 ライフスタイル … 生活様式。
- ※2 セクシャル … 本人が意図するか否かに拘わらず、その相手によって性的な言動であると受け止められ、  
・ハラスメント … それにより相手に不快感、差別感、脅威、屈辱感、あるいは不利益をもたらし、平素な日常生活を送る権利を侵害する行為（言動）。

## 第4項 地域に根ざした文化の継承と創造

地域に根ざした郷土の文化財や伝統行事など、本町の持つ歴史や文化に誇りと愛着心をもち、将来に伝えていく環境整備を図ります。

また、さまざまな文化活動を支援することにより、香り高い文化のまちづくりを推進します。

### 【施策の体系】

~~~~~  
第1節 文化・文化財

1. 文化活動の推進
2. 文化遺産の保全

~~~~~

## 第1節 文化・文化財

### 【現況と課題】

- ・ 長い時間をかけて郷土が培い、受け継がれてきた文化や文化財は、かけがえのない町民共有の財産であり、適切な保護や保存をしていくことにより、次の世代に大切に受け継いでいく必要があります。  
また、様々な文化活動に対する参加意識や志向の高まりに対応できるよう、身近な地域で気軽に親しみながらできる取り組みを進めていくことも求められています。  
本町では、身近な地域で気軽に文化活動に取り組み、活動成果を多くの人たちに発表できる場としての文化祭の開催など、町民の自主的な文化芸術活動を促進しています。  
歴史・民俗などの貴重な有形文化財や左義長、国府祭をはじめとした無形文化財についても、町民との協働体制により、適切な保護や保存に努めています。  
今後とも、地域に根ざした自主的な文化活動に対する支援を図り、町民の主体的な運営による文化活動を促進していく必要があります。  
また、貴重な文化財の収集や保存については、町民の役割分担の明確化や積極的な関与が必要となってくるとともに、伝統文化における後継者の育成・伝承を進めていくことも重要となってきます。

### 【施策の方向】

- ・ 人との交流を持つことができるような情報提供や条件整備などを進め、町民が主体となった地域に根ざした文化・芸術活動を促進します。
- ・ 伝統ある貴重な文化財を次代へ継承できるよう、文化財に対する理解や啓発などに努め、適切な保護や保存ができる環境づくりを、町民との協働により推進します。

### 【施策の概要】

#### 1. 文化活動の推進

##### (1) 文化活動への支援

- ア. 様々な芸術・文化に触れることができる機会の確保に努めるとともに、町民が主体となった文化活動や成果発表など、町民の自主的な活動に対する支援を推進
- イ. 文化・芸術活動が活発に行われる体制整備や、指導者・ボランティアの発掘・養成など、地域の人材を活用した文化・芸術活動を促進
- ウ. 町民の文化・芸術活動に関する情報提供や啓発活動を推進
- エ. 生涯学習館、図書館、郷土資料館を中心に公共施設の有効活用を図り、文化・芸術活動に対する拠点整備やネットワーク化など、活動環境の整備を推進



## 2. 文化財の保全・継承

### (1) 文化遺産の保全と継承

- ア. 町民の積極的な関与や役割分担を明確化した上で、郷土に受け継がれてきた民俗芸能や伝統行事、文化遺産を適切に保管・保存できる環境整備をまちぐるみで推進
- イ. 民俗芸能や伝統行事などの普及、継承を図るため、町民や関係団体、行政が一体となり後継者の育成や伝承が図られる体制整備に努めるとともに、文化財保護団体などの活動に対する支援を推進
- ウ. 郷土を知るための歴史講座や文化遺産の公開などを進めるとともに、先人の残した貴重な足跡や文化遺産など、町の歴史と文化に対する理解や郷土愛を育むための資料収集や保全を推進

#### 【数値目標】

評価指標	現況(2005年度)	2010年度目標数値
郷土を知るためのワークショップ開催回数	34回/年	40回/年

#### 【主な実施項目】

- |                     |            |
|---------------------|------------|
| ・人材登録制度の整備          | ・文化祭の開催    |
| ・町史(第5、7、10、11巻)の発刊 | ・文化財の指定・保全 |